

住民基本台帳法改正による集計方法の変更について

住民基本台帳法が改正(平成 24 年 7 月 9 日施行)されたことにもない、外国人登録制度が廃止され、外国人住民の方も住民基本台帳法の適用対象となりました。

改正にもない、集計方法に変更が生じています。そのため、さいたま市が公表する人口表について平成 24 年 8 月 1 日現在以降とそれ以前の数値は接続(比較)できませんのでご注意ください。

【人口の変更点】

改正前には、「住民基本台帳登録人口」と「外国人登録人口」をあわせて「総人口」として公表していましたが、改正後は、外国人住民を含めた「住民基本台帳登録人口」を「人口」として公表します。

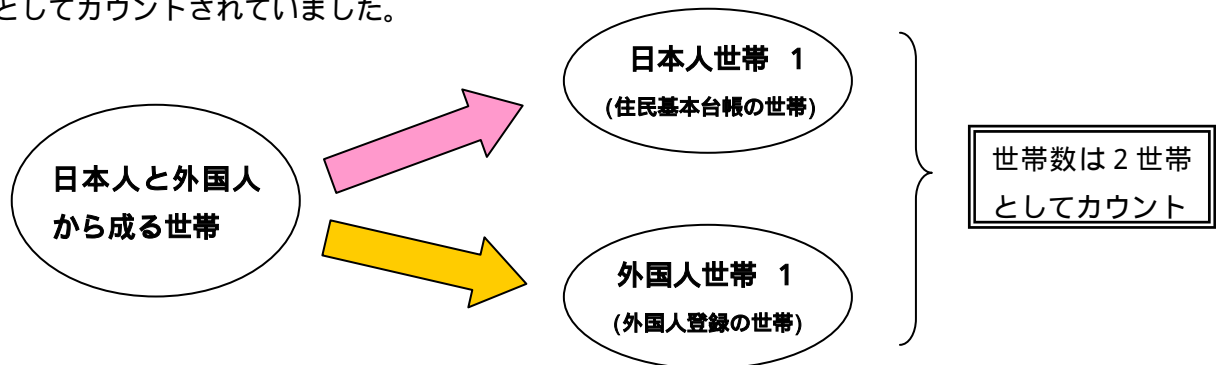
ただし、外国人登録をされていた方のうち、短期滞在者等については、改正後の住民基本台帳で登録対象外となりました。

【世帯の変更点】

変更前

世帯の種類...「日本人世帯」と「外国人世帯」の 2 種類

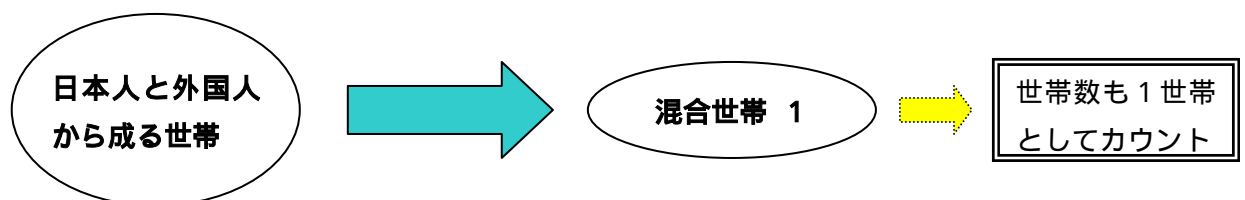
日本人と外国人から成る世帯の場合、「日本人世帯」と「外国人世帯」それぞれに 1 世帯としてカウントされていました。



変更後

世帯の種類...「日本人のみから成る世帯」、「外国人のみから成る世帯」、「混合世帯」の 3 種類

日本人と外国人から成る世帯の場合、「混合世帯」としてカウントされます。



日本人と外国人から成る世帯の集計に「混合世帯」という項目が設けられたことで、正確な世帯数が把握できるようになりました。

